

16歳未満で保護者が同伴できない場合

16歳未満のお子様が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける場合は、**保護者(親権を行う者又は後見人)**が同伴することが原則です。しかし、保護者がやむを得ない理由により同伴できない場合は、接種を受けるお子様の健康状態を普段からよく知っている方が代理で同伴することはできます。

その場合は、この委任状が必要となります。予診票と一緒に医療機関(接種会場)に提出してください。

※一人一回につき一枚必要です。足りない場合は、コピーするか、同様の内容で作成するか、町ホームページからダウンロードしてください。

委 任 状

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるにあたり、私(保護者)が特段の理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を熟知している者を代理人と定めます。

私は、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などを理解した上で、接種に関する一切の権限を代理人に委任します。

令和 年 月 日

被接種者(お子様)

氏 名

委任者(保護者) ※自署

住 所

氏 名

緊急連絡先

代理人(同伴者)

住 所

氏 名

お子様との関係 祖父・祖母・その他()

※ 医療機関等は、本委任状を予診票と併せて宇美町役場新型コロナウイルスワクチン接種事業推進本部に提出してください。